

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症は、日常的に使用される家庭用品等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や呼吸困難など多様な症状が生じる疾患ですが、発症メカニズムに未解明な部分が多く、専門的治療を行える医療機関が極めて少ない現状です。近年では、人工的な香料等が原因となる香害をきっかけに発症、重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校等の理解不足から、就労、就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えません。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予ありません。

よって、政府は、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質に関するリスク管理を高めるため、下記の措置を速やかに講じるよう強く求めます。

記

1. 全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。
2. 標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備を進め、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識、対応力の向上を図ること。
3. 学校や公共施設等における室内空気環境の化学物質低減対策を推進すること。また、香害による体調不良への配慮に関し、さらなる周知、普及、啓発をすること。
4. 改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務やオンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等を指導するとともに、ガイドライン作成を推進すること。
5. 患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化し、国民への正しい知識の普及を図ること。
6. 発症・解毒メカニズムの解明や客観的な指標であるバイオマーカー、治療・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月18日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提出先〉

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

環境大臣